

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～平成30年度～

令和元年9月

国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成30年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定（全部変更））の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I	平成30年度に講じた施策の実施状況	4
1	結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現	5
2	高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現	8
3	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	11
4	住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築	14
5	建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新	18
6	急増する空き家の活用・除却の推進	24
7	強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長	28
8	住宅地の魅力の維持・向上	32
9	その他分野横断的な施策	37
II	平成30年度に講じた主な連携施策	38
	(参考) 令和元年度における主な新規施策	43

I 平成30年度に講じた施策の実施状況

目標	基本的な施策
<p>1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p>	<p>1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅（民間賃貸、公的賃貸、持家）に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援を実施</p> <p>①民間賃貸住宅を子育て世帯向けにリフォームすることを促進すること等により、民間賃貸住宅を活用</p> <p>②子育て世帯等を対象とした公営住宅への優先入居、UR賃貸住宅等の家賃低廉化等により、公的賃貸住宅への入居を支援</p> <p>③子育て世帯等が必要とする良質で魅力的な既存住宅の流通を促進すること等により、持家の取得を支援</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅に困窮する低額所得者等に対して、低廉な家賃で賃貸する公的賃貸住宅の的確な供給を推進 【国土交通省】</p> <p>○ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅への優先入居の対象とすることが適当である旨を各地方公共団体に示すとともに適切な運用を要請 【平成30年度】47都道府県及び20政令市のうち、子育て世帯等を対象とした優先入居を実施している事業主体数（平成30年12月1日現在）：62 【国土交通省】</p> <p>○ 高齢者等の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進 【平成30年度末までの累計実績】1,030戸 【国土交通省】</p> <p>○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯とその支援世帯に対し、UR賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施 【平成30年度】（新規賃貸住宅の倍率優先）優遇措置対象戸数：630戸、（既存賃貸住宅の家賃減額による近居促進）優遇措置対象戸数：632,422戸 【国土交通省】</p>

<p>1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p>	<p>○ 子育て支援の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、子育て支援を推進 【平成30年度】 申請戸数：855戸 【国土交通省】</p> <p>2 世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世帯同居・近居の促進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を実施 【平成30年度】 交付申請戸数：3,209戸 【国土交通省】</p> <p>○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅等の整備促進に対する支援を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 同居対応改修に係る税制特例措置により、既存住宅の同居対応改修を支援 【国土交通省】</p> <p>○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯とその支援世帯に対し、UR賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施 【平成30年度】 (新規賃貸住宅の倍率優先) 優遇措置対象戸数：630戸、 (既存賃貸住宅の家賃減額による近居促進) 優遇措置対象戸数：632,422戸 【国土交通省】</p> <p>○ 子育て支援の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、子育て支援を推進 【平成30年度】 申請戸数：855戸 【国土交通省】</p>
--	---

<p>1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p>	<p>3 住まいの近くへの子育て支援施設の立地誘導等により、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備を推進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援 【国土交通省】 ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進 【平成 30 年度】実施地区：84 地区 【国土交通省】 ○ 都市機能立地支援事業により、まちの拠点となるエリアへ医療・社会福祉・教育文化の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を促進 【平成 30 年度】実施地区：1 地区 【国土交通省】 ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：59 地区 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【平成 30 年度】着手団地数：37 団地、形成団地数：46 団地 【国土交通省】 ○ 地域居住機能再生推進事業において、公的賃貸住宅団地の建替え等に伴う生活支援施設等の併設や、公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を支援 【国土交通省】
--	---

<p>2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p>	<p>4 住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を推進するとともに、高齢者の身体機能や認知機能、介護・福祉サービス等の状況を考慮した部屋の配置や設備等高齢者向けの住まいや多様な住宅関連サービスのあり方を示した「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を検討・創設</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 平成31年3月28日に、高齢期を健康で快適に過ごすために、早めに住まいを改修することのメリットや改修の際に配慮すべきポイントを取りまとめた「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」を策定・公表 【国土交通省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例による支援を実施 【国土交通省、厚生労働省】 ○ UR賃貸住宅の団地再生事業等により、UR賃貸住宅のバリアフリー化を実施 【平成30年度】実施地区：59地区、完了地区：7地区 【国土交通省】 ○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付 【平成28年度】費用額：458億円、給付費：405億円 【厚生労働省】 ○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進 【平成30年度】申請戸数：99,030戸 【国土交通省】
----------------------------------	---

<p>2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p>	<p>5 まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例による支援を実施 【国土交通省、厚生労働省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施 【国土交通省】 <p>6 公的賃貸住宅団地の建替え等の機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【平成30年度】着手団地数：37団地、形成団地数：46団地 【国土交通省】
----------------------------------	--

<p>2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p>	<p>○ 公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等を行うことにより、高齢者及び障害者等の居住の安定を推進 【平成 29 年度】 983 戸 【厚生労働省、国土交通省】</p> <p>○ 地域居住機能再生推進事業において、公的賃貸住宅団地の建替え等に伴う生活支援施設等の併設や、公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を支援 【国土交通省】</p> <p>○ 共同生活援助の実施により、主として夜間において、共同生活を営む住居（グループホーム）に居住する障害者に対し、相談や介護、その他の日常生活上の援助を行い、障害者の地域生活を促進 【平成 29 年度】 共同生活住居数：17,540 戸 【厚生労働省】</p> <p>7 公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金の確保</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 住宅の取得資金、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施 【国土交通省】</p> <p>8 高齢者の住宅資産の活用や住み替えに関する相談体制の充実</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えを円滑化することで、高齢者等が所有する良質な住宅ストックの住宅市場への供給を促進し、既存住宅市場の活性化を図るため、住宅資産の活用について助言する専門家の育成及び相談体制の整備を行う民間事業者等に対して支援 【国土交通省】</p>
----------------------------------	--

<p>3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>	<p>9 住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた、住宅セーフティネット機能を強化</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 高齢者、障害者及び子育て世帯等、市場において自力では適正な住宅を確保することが困難な者に対し、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用し、重層的な住宅セーフティネットの構築を推進 【国土交通省】</p> <p>10 民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、家主、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会の設置・活動の支援と、生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体や居住支援団体等が連携して、組織する居住支援協議会及び居住支援法人に対する支援を実施</p> <p style="padding-left: 40px;">【平成 30 年度】居住支援協議会 78 団体、居住支援法人 201 団体 【国土交通省】</p> <p>○ 高齢者、障害者及び子育て世帯等、市場において自力では適正な住宅を確保することが困難な者に対し、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用し、重層的な住宅セーフティネットの構築を推進 【国土交通省】</p>
-----------------------------------	--

<p>3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>	<p>11 公営住宅、UR賃貸住宅等の公的賃貸住宅を適切に供給。また、公営住宅の整備・管理について、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFI も含め、民間事業者の様々なノウハウや技術の活用を促進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者及び子育て世帯等、市場において自力では適正な住宅を確保することが困難な者に対し、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用し、重層的な住宅セーフティネットの構築を推進 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅の供給等を実施 【平成 30 年度】新規賃貸住宅の供給戸数：1,538 戸 リニューアルによる改良：2,080 戸 【国土交通省】 ○ URの民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進 【平成 30 年度】公募地区：0 地区 【国土交通省】 ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進 【国土交通省】 ○ 住宅に困窮する低額所得者等に対して、低廉な家賃で賃貸する公的賃貸住宅の的確な供給を推進 【国土交通省】 ○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援 【国土交通省】 ○ 既設の公営住宅、特定公共賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進 【国土交通省】 ○ 地域居住機能再生推進事業において、公的賃貸住宅団地の建替え等に伴う生活支援施設等の併設や、公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を支援 【国土交通省】
-----------------------------------	---

<p>3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>	<p>12 公的賃貸住宅団地の建替え等の適切な実施と、その機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による居住環境の再生の推進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【平成 30 年度】着手団地数：37 団地、形成団地数：46 団地 【国土交通省】 ○ 公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等を行うことにより、高齢者及び障害者等の居住の安定を推進 【平成 29 年度】983 戸 【厚生労働省、国土交通省】 ○ 地域居住機能再生推進事業において、公的賃貸住宅団地の建替え等に伴う生活支援施設等の併設や、公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を支援 【国土交通省】
-----------------------------------	--

<p>4 住宅すごろくを超える新たな住宅環境システムの構築</p>	<p>13 既存住宅が資産となる「新たな住宅循環システム」の構築。そのための施策を総合的に実施</p> <p>① 建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険等を活用した品質確保</p> <p>② 建物状況調査（インスペクション）における人材育成や非破壊検査技術の活用等による検査の質の確保・向上</p> <p>③ 住宅性能表示、住宅履歴情報等を活用した消費者への情報提供の充実</p> <p>④ 内装・外装のリフォームやデザインなど、消費者が住みたい・買いたいと思う既存住宅の魅力の向上</p> <p>⑤ 既存住宅の価値向上を反映した評価方法の普及・定着</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 良質な住宅ストックが適正に評価される市場環境を整備するため、長期優良住宅、住宅性能表示、瑕疵保険、インスペクション、履歴等を活用し、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組みに対し支援を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 既存住宅売買瑕疵保険（宅建業者販売タイプ）、既存住宅売買瑕疵保険（個人間売買タイプ）、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険の提供により、消費者が安心して中古住宅の取得やリフォーム工事を行える市場環境を整備 【平成 30 年度】</p> <p style="padding-left: 40px;">既存住宅売買瑕疵保険（宅建業者販売タイプ） 申込み実績：16,326 戸</p> <p style="padding-left: 40px;">既存住宅売買瑕疵保険（個人間売買タイプ） 申込み実績：3,207 戸</p> <p style="padding-left: 40px;">リフォーム瑕疵保険申込み実績：3,546 戸</p> <p style="padding-left: 40px;">マンションの大規模修繕瑕疵保険申込み実績：1,198 棟 【国土交通省】</p> <p>○ 既存住宅流通市場の活性化を推進するため、宅地建物取引業法を改正（平成 28 年 6 月公布）し、既存住宅の取引におけるインスペクションの普及に取り組むとともに、適正な価格査定等の普及・定着等を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習制度において、5 講習機関を登録し約 33,000 人が講習修了（平成 30 年度末現在） 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅瑕疵等に係る情報を活用し、既存住宅の品質向上や取引円滑化等に資する情報インフラを整備する取組に対して支援することにより、新たな住宅循環システムの構築を図ることにに対して支援を実施 【国土交通省】</p>
-----------------------------------	--

<p>4 住宅すごろくを超える新たな住宅環境システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進 【平成 30 年度】〈住宅性能評価戸数〉（新規住宅）設計評価：249,093 戸 設計評価：189,245 戸、（既存住宅）312 戸 【国土交通省】 ○ 耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であつて、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を平成 30 年 4 月に創設。 【平成 30 年度末現在】事業者団体の登録実績 8 団体 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅の普及を促進。平成 28 年 4 月より既存住宅の増改築に係る認定を開始 【平成 30 年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績（新築）1,024,989 戸、（増改築）738 戸 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35により、中古住宅の購入に付随して行われるリフォームに係る費用を対象に追加 【平成 30 年度】 626 戸 【国土交通省】 ○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置による支援 【国土交通省】
<p>14 耐震、断熱・省エネルギー、耐久性能等に優れた長期優良住宅等の資産として承継できる良質で安全な新築住宅の供給 （施策の実施状況）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭部門における温室効果ガス排出削減・抑制を推進するため、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施する家庭エコ診断制度を平成 26 年度に創設し、制度の運用を開始。診断に対する支援を行うとともに、これまでの事業効果の分析、運用課題を踏まえ、制度のあり方を検討。併せて、診断実施事業の普及啓発促進を実施 【平成 30 年度】診断数：約 7,900 世帯 【環境省】 ○ CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発により、早期に実用化が必要かつ可能な地球温暖化対策技術の開発及び実証研究を実施 【平成 30 年度】事業実施件数 46 件のうち、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策」に関連するものは 12 件 【環境省】

<p>4 住宅すごろくを超える新たな住宅環境システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅に係る税制特例措置により、良質で安全な新築住宅の供給を促進 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅の普及を促進。平成 28 年 4 月より既存住宅の増改築に係る認定を開始 【平成 30 年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績 （新築）1,024,989 戸、（増改築）738 戸 【国土交通省】 ○ 低炭素住宅に係る税制特例措置により、良質な新築住宅の供給を促進 【国土交通省】 ○ より省エネルギー性能の高い住宅の建築を促進するため、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素認定住宅等の普及を促進 【平成 30 年度】低炭素認定住宅の認定実績：38,163 戸（平成 30 年度末までの累計） 【国土交通省、経済産業省、環境省】 ○ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅（ZEH）の導入を支援 【平成 30 年度補助実績】 戸建住宅：10,036 戸（うち、経済産業省所管：1,967 戸、環境省所管：6,799 戸、国土交通省所管：1,270 戸） 集合住宅：124 棟（1,404 戸）（うち、経済産業省所管：12 棟（645 戸）、環境省所管：112 棟（759 戸）） 【国土交通省、経済産業省、環境省】 ○ 市場への省 CO2 性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行うため、一定の断熱性能及び CO2 排出削減量を満たす賃貸住宅を新築、又は同基準を達成するように既築賃貸住宅を改修する場合に、追加的に必要となる費用の一部を補助 【平成 30 年度補助実績】 260 棟（1,795 戸） 【環境省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：43 地区の内数 【国土交通省】
-----------------------------------	---

<p>4 住宅すごろくを超える新たな住宅環境システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅等の整備促進に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性能等に優れた住宅の取得を促進 【平成30年度】申請戸数：99,030戸 【国土交通省】 15 資産としての住宅を担保とした資金調達を行える住宅金融市場の整備・育成 (施策の実施状況) ○ 良質な住宅ストックが適正に評価される市場環境を整備するため、長期優良住宅、住宅性能表示、瑕疵保険、インスペクション、履歴等を活用し、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組みに対し支援を実施 【国土交通省】 ○ 住宅の取得資金、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金等に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施 【国土交通省】
-----------------------------------	--

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<p>16 質の高い住宅ストックを将来世代へ承継するため、耐震性を充たさない住宅の建替え等による更新</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修等を促進 【平成 29 年度】耐震診断：約 46,400 戸、耐震改修：約 21,800 戸 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：43 地区の内数 【国土交通省】 ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施し、同法に基づき、市町村における耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定を促進 【平成 30 年 4 月 1 日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,701 市区町村 【国土交通省】 <p>17 耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境の整備を促進【平成 30 年度実績】交付申請戸数：3,209 戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォームに係る税制特例措置により、既存住宅の長期優良住宅化を促進 【国土交通省】 ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：59 地区 【国土交通省】
--	---

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施し、同法に基づき、市町村における耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定を促進 【平成 30 年 4 月 1 日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,701 市区町村 【国土交通省】 ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修等を促進【平成 29 年度】耐震診断：約 46,400 戸、耐震改修：約 21,800 戸 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット 35 により、中古住宅の購入に付随して行われるリフォームに係る費用を対象に追加【平成 30 年度】 626 戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅の普及を促進。平成 28 年 4 月より既存住宅の増改築に係る認定を開始 【平成 30 年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績（新築）1,024,989 戸、（増改築）738 戸 【国土交通省】 ○ 既存住宅の所有者等による断熱性能の優れた断熱材や窓等を用いた断熱改修に要した経費の一部を支援（高性能断熱による住宅の断熱リフォーム支援事業費補助金・次世代省エネ建材支援事業費補助金） 【平成 30 年度補助実績】16,101 戸 【経済産業省、環境省】 ○ 省エネ改修に係る税制特例措置により、既存住宅の省エネルギー化を促進 【国土交通省】 ○ 耐震改修に係る税制特例措置により、既存住宅の耐震化を促進 【国土交通省】
--	--

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<p>18 ヒートショック防止等の健康増進・魅力あるデザイン等の投資意欲が刺激され、あるいは効果が実感できるようなリフォームの促進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 平成31年3月28日に、高齢期を健康で快適に過ごすために、早めに住まいを改修することのメリットや改修の際に配慮すべきポイントを取りまとめた「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」を策定・公表 【国土交通省】 ○ 省エネ改修に係る税制特例措置により、既存住宅の省エネルギー化を促進 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35により、中古住宅の購入に付随して行われるリフォームに係る費用を対象に追加 【平成30年度】626戸 【国土交通省】 ○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置による支援 【国土交通省】 <p>19 密集市街地における安全を確保するための住宅の建替えやリフォームの促進策を検討</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進 【平成30年度】実施地区：124地区(うち防災街区整備事業地区：4地区) 【国土交通省】 ○ 高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進 【平成30年度】実施地区：25地区 【国土交通省】
--	---

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<p>○ 建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応を目的として、更なる建築基準の合理化を図るため「建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）」を一部施行 【国土交通省】</p> <p>20 民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、必要となる修繕資金が確保されるための手段を幅広く検討</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、計画修繕ガイドブック、計画修繕が賃貸住宅経営に与える影響を試算するための分析ツール、計画修繕のあり方に係るガイドラインについて、HPを通じて周知 【国土交通省】</p> <p>21 リフォームに関する消費者の相談体制や消費者が安心してリフォーム事業者を選択するためのリフォーム事業者団体登録制度の充実・普及</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 住宅リフォームに関する相談体制の充実を促進 【平成 30 年度末の実施状況】地域におけるリフォーム相談窓口数：1,856 箇所 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅リフォーム事業者団体登録制度において、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を実施 【平成 30 年度末現在での登録団体数】14 団体 【国土交通省】</p> <p>○ 各保険法人のHPにリフォーム瑕疵保険を利用する登録事業者を掲載するとともに、（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会のHPにおいて、全保険法人に登録された事業者を検索できるサイトを公開 【平成 30 年度】10,878 事業者 【国土交通省】</p> <p>○ リフォーム費用や業者とのトラブル等に関する相談を含めた住宅に関する消費者相談等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備 【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム相談（住まいるダイヤル）実績：11,744 件 ・弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいるダイヤル）
--	--

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<p>52 弁護士会で実施申込み実績：891 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム無料見積チェック制度（住まいるダイヤル）申込み実績：687 件 ・地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,856 箇所 【国土交通省】 <p>22 マンションに関しては、総合的な施策を講じることにより、適切な維持管理や建替え・改修を促進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 敷地売却制度等を活用したマンションの円滑な建替え・改修や再開発事業を活用した住宅団地の再生を促進 ② 空き家が多いマンションにも対応できる合意形成や団地型マンションの円滑な建替えを促進するための新たな仕組みを構築 ③ 管理組合の担い手不足への対応、管理費等の確実な徴収や長期修繕計画及び修繕積立金の設定により適切な維持管理を推進 <p>（施策の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律等により、マンションの円滑な建替え等を促進 【平成 30 年度】マンションの建替え等の件数（昭和 50 年からの累計）：325 件 【国土交通省】 ○ マンションの建替法の改正で策定された、敷地売却制度を活用したマンションの建替えの促進 【平成 30 年度】敷地売却買受認定件数（累計）5 件 【国土交通省】 ○ 団地型マンションにおける敷地売却制度の活用を促進するために「マンション建替法施行規則」、「基本的な方針」及び「耐震性不足のマンションに係る敷地売却ガイドライン」を平成 30 年 3 月に改正するとともにセミナー等を通じて普及周知 【国土交通省】 ○ 「再開発の枠組みを活用した団地型マンション再生マニュアル」を平成 30 年 3 月に策定公表し、セミナー等を通じて普及周知 【国土交通省】 ○ 「建築基準法第 86 条第 1 項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドライン」を平成 30 年 3 月に策定し、特定行政庁に対して普及周知 【国土交通省】 ○ マンション建替法の改正に伴い、老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制を整備【平成 30 年度】相談件数 65 件 【国土交通省】
--	--

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成 20 年 6 月に策定公表し、セミナー等を通じて普及周知 【国土交通省】 ○ 「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を平成 23 年 4 月に公表し、セミナー等を通じて普及周知 【国土交通省】 ○ 外部専門家の活用や管理費の滞納に対する措置等について改正を行った「マンション標準管理規約」について、セミナー等を通じて普及周知 【国土交通省】 ○ マンション管理適正化・再生推進事業において、マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けて、管理組合における合意形成をサポートする取組み等を公募・支援し、成功事例の収集・分析等を行う事業を実施 【国土交通省】 ○ 管理組合等によるマンション大規模修繕工事の発注等の適正な実施の参考となるよう、大規模修繕工事の金額等に関する実態調査を実施し、その内容を平成 30 年 5 月に公表 【国土交通省】 ○ マンション管理組合や区分所有者のマンション管理の実態を把握するための「マンション総合調査」を実施 【国土交通省】 ○ マンション管理組合による管理の適正化を推進するために実施しているマンション管理適正化推進センターにおける相談実施 【平成 30 年度】 9,347 件 【国土交通省】 ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施【平成 30 年度】マンション管理士登録者数：25,098 名 【国土交通省】 ○ 住宅団地の再生のあり方に関する検討会（第 2 期）を開催し、ストック時代の新たなマンション政策についてのワーキンググループとりまとめ（案）を提示 【国土交通省】
--	--

<p>5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：59 地区 【国土交通省】 ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進【平成 30 年度】実施地区：84 地区 【国土交通省】
<p>6 急増する空き家の活用・除却の推進</p>	<p>23 良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産取引に必要な情報を集約・提供するシステム（不動産総合データベース）の構築・運用開始に向け、必要な検討・調整を実施 【国土交通省】 ○ 良質な住宅ストックが適正に評価される市場環境を整備するため、長期優良住宅、住宅性能表示、瑕疵保険、インスペクション、履歴等を活用し、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組みに対し支援を実施 【国土交通省】 ○ 各自治体の空き家等情報の標準化・集約化を図り、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるようにする「全国版空き家・空き地バンク」を構築し、平成 30 年 4 月より本格運用を開始 【国土交通省】 ○ 空き家の利活用に関する施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット 35 の金利を引下げることにより、空き家増加の抑制を支援 【平成 30 年度】 申請戸数：261 戸（フラット 35 地域活性化型の内数） 【国土交通省】 <p>24 空き家を活用した地方移住、二地域居住等の促進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年度に創設した予算・税により、空き家の移住・定住促進施設等への活用や解体撤去を支援 【平成 30 年度】空き家対策総合支援事業交付件数：83 団体、空き家対策の担

<p>6 急増する空き家の活用・除却の推進</p>	<p>い手強化・連携モデル事業交付件数：55 団体、空き家等の譲渡所得 3,000 万円控除に係る確認書の交付市町村数：598 【国土交通省】</p>
	<p>○ 空き家の利活用に関する施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引下げることにより、空き家増加の抑制を支援</p> <p>【平成30年度】 申請戸数：261 戸（フラット35地域活性化型の内数） 【国土交通省】</p>
	<p>25 伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他用途活用を促進</p>
	<p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 平成28年度に創設した予算・税により、空き家の移住・定住促進施設等への活用や解体撤去を支援</p> <p>【平成30年度】 空き家対策総合支援事業交付件数：83 団体、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業交付件数：55 団体、空き家等の譲渡所得 3,000 万円控除に係る確認書の交付市町村数：598 【国土交通省】</p>
	<p>○ 建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応を目的として、更なる建築基準の合理化を図るため「建築基準法の一部を改正する法律（法律30年法律第67号）」を一部施行 【国土交通省】</p>
	<p>26 介護、福祉、子育て支援施設、宿泊施設等の他用途への転換の促進</p>
	<p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等を行うことにより、高齢者及び障害者等の居住の安定を推進 【平成29年度】983 戸 【厚生労働省、国土交通省】</p>
	<p>○ 平成28年度に創設した予算・税により、空き家の移住・定住促進施設等への活用や解体撤去を支援</p> <p>【平成30年度】 空き家対策総合支援事業交付件数：83 団体、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業交付件数：55 団体、空き家等の譲渡所得 3,000 万円控除に係る確認書の交付市町村数：598 【国土交通省】</p>

<p>6 急増する空き家の活用・除却の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応を目的として、更なる建築基準の合理化を図るための「建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）」を一部施行 【国土交通省】 27 定期借家制度、D I Y 型賃貸借等の多様な賃貸借の形態を活用した既存住宅の活用促進 （施策の実施状況） ○ 定期借家制度の活用を促進するため、定期賃貸住宅標準契約書、パンフレット、定期借家権に関する Q & A 等について、HP を通じた情報提供を実施 【国土交通省】 ○ D I Y 型賃貸借における契約当事者間の紛争の防止及び理解や活用の促進を図るため、D I Y 型賃貸借に関する契約書式例及び活用に関するガイドブックを周知 【国土交通省】 28 空き家の利活用や売却・賃貸に関する相談体制や、空き家の所有者等の情報の収集・開示方法の充実 （施策の実施状況） ○ D I Y 型賃貸借における契約当事者間の紛争の防止及び理解や活用の促進を図るため、D I Y 型賃貸借に関する契約書式例及び活用に関するガイドブックを周知 【国土交通省】 ○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍整備を促進 【平成 30 年度】地籍が明確化された土地の面積：879 km² 【国土交通省】 ○ 個人住宅等の有効活用に関する相談体制の整備及び体制内の連携調整に関する民間団体等の取組みを支援 【平成 30 年度末現在】総合相談窓口の設置件数：7 ヶ所 【国土交通省】 29 防災・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法などを活用した計画的な解体・撤去を促進 （施策の実施状況） ○ 空家等対策の推進に関する特別措置法の着実な施行
---------------------------	--

<p>6 急増する空き家の活用・除却の推進</p>	<p>【平成 30 年度】空家等対策計画策定済市区町村数：1,051、特定空家等に対する措置の実績：助言・指導 15,586 件、勧告 922 件、命令 111 件、代執行 165 件、法定協議会設置済市区町村数：735 【国土交通省】</p> <p>○ 周辺に悪影響を及ぼす空き家に対する空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置事例等について、HP を通じた情報提供を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 平成 28 年度に創設した予算・税により、空き家の移住・定住促進施設等への活用や解体撤去を支援 【平成 30 年度】 空き家対策総合支援事業交付件数：83 団体、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業交付件数：55 団体、空き家等の譲渡所得 3,000 万円控除に係る確認書の交付市町村数：598 【国土交通省】</p> <p>○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍整備を促進 【平成 30 年度】地籍が明確化された土地の面積：879 km² 【国土交通省】</p>
---------------------------	---

<p>7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p>	<p>30 地域経済を支える地域材を用いた良質な木造住宅の供給促進やそれを担う設計者や技能者の育成等の生産体制整備</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動への支援を実施 【国土交通省】 ○ 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する取組への支援を実施 【国土交通省】 ○ 住宅分野等における木材需要拡大を図るため、地域材のサプライチェーンの構築や意匠性の高い木材の現し利用などの付加価値向上につながるモデル的な取組等を実施 【平成 30 年度実施団体数】 553 団体 【農林水産省】 ○ 中高層建築物等の木造化・木質化を促進するために、これらの建築物の建設に必要な知見を有する建築士等の担い手を育成 【平成 30 年度】 講習参加者数 1,020 名 【農林水産省】 ○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅等の整備促進に対する支援を実施 【国土交通省】 <p>31 伝統的な技術を確実に承継し発展させるとともに、CLT(直交集成板)等の部材・工法等の新たな技術開発を推進</p> <p>(施策の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動への支援を実施 【国土交通省】 ○ 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する取組への支援を実施 【国土交通省】
-------------------------------	---

<p>7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計者が伝統的構法の建築物の構造計算を行う際に活用可能な、接合部の構造特性や理論式を取りまとめた「伝統的構法データベース」について、データの追加（平成 30 年 3 月）【国土交通省】 ○ CLT を利用した建築物を建てやすくするための基準整備として、CLT の基準強度について、JAS の等級区分や樹种群の区分に応じた、より高い強度を用いて構造計算を行うことができるよう、「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）」を改正（平成 31 年 3 月 12 日施行）【国土交通省】 ○ CLT を用いた建築物の施工ノウハウ等を蓄積するため、実証建築に必要な設計・建設費等に対して支援【平成 30 年度】実施件数 34 件【農林水産省】 ○ CLT 強度データの収集や接合方法等の検討・実証に対して支援 【平成 30 年度】実施件数 6 件【農林水産省】 ○ 農林物資規格調査会において、木材関係の JAS を審議 【平成 30 年度】制定 2 件、改正 4 件【農林水産省】 ○ 長伐期化に伴って大径化したスギ等を利用した新製品・新技術の開発や実用化、普及【平成 30 年度】実施件数 5 件【農林水産省】 ○ 環境・ストック活用推進事業により、木造・木質化に係る住宅・建築物や、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く公募し、支援 採択件数：①サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）13 件 ②サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）6 件 【国土交通省】 32 既存住宅の維持管理、リフォーム、空き家管理等のいわゆる住宅ストックビジネス※の活性化を推進するとともに、多角化する住生活産業に対応した担い手を確保し、研修等による育成を強化 ※定期メンテナンス、建物状況調査（インスペクション）、住宅ファイル、空き家巡回サービス、DIY ビジネス、BIM データ等 (施策の実施状況) ○ 既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査
-------------------------------	---

<p>7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p>	<p>技術者講習制度において、5 講習機関を登録し約 33,000 人が講習修了（平成 30 年度末現在） 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅瑕疵等に係る情報を活用し、既存住宅の品質向上や取引円滑化等に資する情報インフラを整備する取組に対して支援することにより、新たな住宅循環システムの構築を図ることに対して支援を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 耐震改修に係る税制特例措置により、既存住宅の耐震化を促進 【国土交通省】</p> <p>○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進 【国土交通省】</p> <p>○ 省エネ改修に係る税制特例措置により、既存住宅の省エネルギー化を促進 【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォームに係る税制特例措置により、既存住宅の長期優良住宅化を促進 【国土交通省】</p> <p>○ 個人住宅等の有効活用に関する相談体制の整備及び体制内の連携調整に関する民間団体等の取組みを支援 【平成 30 年度末現在】総合相談窓口の設置件数：7ヶ所 【国土交通省】</p> <p>33 生活の利便性の向上と新たな市場創出のため、子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス※市場の創出・拡大を促進するとともに、住生活産業の海外展開を支援するなど、我が国の住生活産業の成長を促進</p> <p>※家事代行、暮らしのトラブル駆けつけ、防犯・セキュリティ技術、保管クリーニング、粗大ゴミ搬出、家具移動、食事宅配、ICT 対応型住宅、遠隔健康管理、IoT 住宅、ロボット技術等</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】</p>
-------------------------------	--

<p>7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ IoT 技術等を活用した次世代住宅の普及を促進するため、実用化に向けた課題、効果等の実証を行うプロジェクトに対して支援を実施 【国土交通省】 ○ 住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見、ノウハウを活用し、技術開発を推進 平成 30 年度実績（先導的な技術開発に関する事業）：11 件 【国土交通省】 ○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表 【平成 30 年度末時点】掲載品目数：計 17 種類 3,393 品目 【警察庁、経済産業省、国土交通省】 ○ 家電やウェアラブル、センサ等の多様な機器から収集される生活データを活用した個人の特性に応じた高付加価値なサービスの創出を目的とした実証事業を通じて、イノベーションの阻害要因にならないように配慮した形で、事業者間の連携における最低限のルール（データカタログ、セキュリティ・製品安全、プライバシーデータ活用等）を整理 【経済産業省】
-------------------------------	---

<p>8 住宅地の魅力の維持・向上</p>	<p>34 スマートウェルネスシティやコンパクトシティなどのまちづくりと連携しつつ、福祉拠点の形成や街なか居住を進め、交通・買い物・医療・教育等に関して居住者の利便性や防犯性を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：59 地区 【国土交通省】 ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進【平成 30 年度】実施地区：84 地区 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進【平成 30 年度】実施地区：43 地区の内数 【国土交通省】 ○ 宅地造成事業者や防犯関連団体、ハウスメーカー等と協働し、防犯環境に配慮したまちづくりを推進 【警察庁】 ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 都市機能立地支援事業により、まちの拠点となるエリアへ医療・社会福祉・教育文化の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を促進 【平成 30 年度】実施地区：1 地区 【国土交通省】 ○ 暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地における街なかへの公共公益施設等の都市機能等の導入を促進 【平成 30 年度】実施地区：11 地区 【国土交通省】
-----------------------	--

<p>8 住宅地の魅力の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：7 地区 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【平成 30 年度】実施地区：49 地区 【国土交通省】 ○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進 【平成 30 年度】実施地区：379 地区 【国土交通省】 ○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保持を目的として騒音に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表 【平成 29 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係わる環境基準の達成状況：89.7% ・騒音規制法に基づく工場・事業場での測定数：207 件 （うち、騒音に関する規制基準等に適合しない事業場等の数：103 件） ・騒音規制法に基づく建設作業騒音に係る測定数：252 件 （うち、振動に関する規制基準等に適合しない事業場等の数：53 件） ・道路交通騒音に係る測定数：52 件 【環境省】 ○ 振動規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保持を目的として振動に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表 【平成 29 年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法に基づく工場・事業場での測定数：28 件 （うち、振動に関する規制基準等に適合しない事業場等の数：2 件） ・振動規制法に基づく建設作業振動に係る測定数：84 件 （うち、振動に関する規制基準等に適合しない事業場等の数：5 件） ・道路交通振動に係る測定数：61 件 【環境省】 ○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応（測定数等）を公表
-----------------------	--

<p>8 住宅地の魅力の維持・向上</p>	<p>【平成 29 年度】・悪臭防止法に基づく測定数：72 件 （うち、悪臭に関する規制基準等に適合しない事業場等の数：34 件） 【環境省】</p> <p>○ 大気汚染防止法第 22 条において、都道府県知事等は大気汚染の常時監視が義務付けられ、その結果を環境大臣に報告することとなっており、毎年、環境基準の達成状況等を公表 【環境省】</p> <p>○ UR 賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【平成 30 年度】着手団地数：37 団地、形成団地数：46 団地 【国土交通省】</p> <p>35 住宅団地の再生促進と、その機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による地域コミュニティと利便性の向上を促進</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 都市機能立地支援事業により、まちの拠点となるエリアへ医療・社会福祉・教育文化の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を促進 【平成 30 年度】実施地区：1 地区 【国土交通省】</p> <p>○ 地域居住機能再生推進事業において、公的賃貸住宅団地の建替え等に伴う生活支援施設等の併設や、公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を支援 【国土交通省】</p> <p>○ UR 賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【平成 30 年度】着手団地数：37 団地、形成団地数：46 団地 【国土交通省】</p>
-----------------------	---

<p>8 住宅地の魅力の維持・向上</p>	<p>36 NPOやまちづくりコーディネーターといった専門家による支援等を通じ、住民によって担われる仕組みを充実させるとともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な景観の形成、高齢者や子どもを地域全体で見守ること等ができる豊かなコミュニティの維持・向上を目指す</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地におけるエリアマネジメント活動について、HPを通じて情報提供を行い、普及を促進 【国土交通省】 ○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進 【平成 30 年度】実施地区：184 地区 【国土交通省】 ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改修に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 景観法の制度概要や全国で策定された景観計画等について、セミナーやHPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進 【平成 30 年度末時点】景観計画策定団体数：578 団体、景観地区数：50 地区、景観協定数：105 件 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【平成 30 年度】着手団地数：37 団地、形成団地数：46 団地 【国土交通省】 <p>37 マンションのコミュニティ活動について、居住者、管理組合、周辺住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な主体により、適切な役割分担の下に、積極的に行われるよう推進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ条項等を再整理し改定を行った「マンション標準管理規約」についてセミナー等を通じて普及周知 【国土交通省】
-----------------------	--

<p>8 住宅地の魅力の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施【平成 30 年度】マンション管理士登録者数：25,098 名 【国土交通省】 ○ 公営住宅を活用した小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業を実施する場所の容易な確保及び事業の普及促進を実施 【厚生労働省】 38 密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る (施策の実施状況) ○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進 【平成 30 年度】実施地区：379 地区 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進【平成 30 年度】実施地区：124 地区（うち防災街区整備事業地区：4 地区） 【国土交通省】 ○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進 【平成 30 年度】実施地区：42 地区の内数 【国土交通省】 ○ 都市防災総合推進事業により、避難路・避難施設の整備や沿道建築物の不燃化、住民の防災活動への支援等を推進 【国土交通省】 ○ 道路の防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進 【平成 30 年度】（参考）市街地等の幹線道路の無電柱化率：17.4% 【国土交通省】 ○ 決壊すれば甚大な被害が発生する恐れがある河川に係る市町村を対象に、出水期に向けて避難勧告着目型タイムラインを策定 【平成 29 年度】策定済み市町村：730 市町村（100%） 【国土交通省】
-----------------------	--

<p>8 住宅地の魅力の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」や、「浸水ナビ」で全国 109 水系の国管理河川における洪水浸水想定区域（想定最大規模）を掲載し、水害リスク情報を提供 【国土交通省】 その他分野横断的な施策 （施策の実施状況） ○ 平成 31 年 1 月 1 日時点における標準地の正常な価格を公示 【平成 30 年度】標準地 26,000 地点（※うち、福島第一原子力発電所の事故の影響により 7 地点で調査を休止） 【国土交通省】 ○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向などを公表 【平成 30 年度】年 4 回各 100 地区 【国土交通省】 ○ 民間賃貸住宅におけるトラブルの未然防止等のため、賃貸住宅標準契約書や原状回復ガイドライン等を、相談窓口担当者や不動産業者を対象とした研修会やHP等を通じ周知 【国土交通省】 ○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具の給付）により、在宅の重度身体障害者（児）等の住環境の改善等を促進 【厚生労働省】
-----------------------	---

Ⅱ 平成30年度に講じた連携施策の実施状況

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

1. 目的

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進することを目的とする。

2. 概要

- ・ バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について、「サービス付き高齢者向け住宅」として都道府県知事等が登録を実施。
- ・ 料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

【登録基準】

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積は原則25㎡以上 ○構造・設備が一定の基準を満たすこと ○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置）
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○必須サービス・安否確認サービス・生活相談サービス ※その他のサービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者

【登録状況（H31.3末時点）】

戸数	244,054戸
棟数	7,335棟



3. 支援措置

サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進のため、予算・税制・融資による支援を実施。

予算	《スマートウェルネス住宅等推進事業》	<p>「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う</p> <p><対象> 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等</p> <p><補助額> 住宅：新築 1/10（上限 110・120・135万円/戸）※ 改修 1/3（上限 150万円/戸）等 ※床面積等に応じて設定</p> <p>高齢者生活支援施設：新築 1/10 改修 1/3（上限 1,000万円/施設 等）</p>				
	《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制》	<table border="1"> <tr> <td>固定資産税</td> <td>5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減</td> <td rowspan="2">平成31年3月31日までに取得等した場合に適用</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>(家屋)課税標準から1,200万円控除/戸 (土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額</td> </tr> </table> <p>※平成28年度まで所得税・法人税の割増償却特例あり</p>	固定資産税	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減	平成31年3月31日までに取得等した場合に適用	不動産取得税
固定資産税	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減	平成31年3月31日までに取得等した場合に適用				
不動産取得税	(家屋)課税標準から1,200万円控除/戸 (土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額					
融資	《(独)住宅金融支援機構が実施》	<p>○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け 等</p>				

高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

概要

公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等を行うことにより、高齢者及び障害者等の居住の安定を図る。

公営住宅のグループホーム事業等への活用（公営住宅法第45条第1項）

概要

本制度は、平成8年の公営住宅法改正により導入された制度であり、認知症高齢者、障害者等が地域での自立した生活を営む場を提供する方策として、社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができることとした。【公営住宅法第45条第1項】

対象社会福祉事業及び活用可能な主体

【対象事業（公住法45条第1項）】

- 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業
- 認知症対応型老人共同生活援助事業
- 障害者総合支援法の共同生活介護又は共同生活援助を行う事業
- ホームレス自立支援事業による就業者への生活支援を行う事業

【活用可能な主体（公住法45条第2項）】

※左記の社会福祉事業を実施する以下の者

- 地方公共団体
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 一般社団法人又は一般公益法人
- 特定非営利活動法人 など

手続き

<手続き>
○承認基準を満たす場合、グループホーム事業に活用した時から1ヶ月以内に、地方整備局長等へ報告する。

<承認基準>

- ①公営住宅の本来入居対象者である低所得者層への供給に支障が生じないこと
- ②事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

<活用の柔軟化>

※平成22年6月の「『明日の安心と成長のための緊急経済対策』における構造改革特区に係る臨時措置等に対する政府の対応方針」に基づき、入居者すべてが公営住宅の入居者資格を満たすグループホーム事業については、実際に入居する者が公営住宅本来の入居対象となることから、**当該公営住宅の応募倍率にかかわらず、地域の実情を踏まえ、当該事業のために公営住宅の活用が可能。**

活用実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活用戸数	963戸	971戸	969戸	999戸	983戸

（国土交通省調べ）

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定低炭素住宅等の普及

1. 背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需要の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要。

2. 概要

●民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

- ・所得税 (住宅ローン減税)

居住年	最大減税額引き上げ(10年間)
H26年度～	500万円 (一般400万円)
- ・所得税 (投資型減税)
標準的な係り増し費用の10%を所得税額から控除 (最大減税額65万円)
- ・登録免許税

登記	登録免許税率引き下げ
保存	0.1% (一般0.15%)
移転	0.1% (一般0.3%)

【容積率の不算入】
低炭素化に資する設備 (蓄電池、蓄熱槽等) について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】
(戸建住宅イメージ)

●低炭素まちづくり計画の策定 (市町村)

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ◇民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ◇建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり (歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸送の実施
 - ◇バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO2の排出抑制

建築物の低炭素化

- 民間等の先進的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- ONPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ◇緑林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ◇民地の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ◇占用許可の特例

3. 低炭素建築物の認定基準の策定 (平成 24 年 12 月 4 日施行)

定量的評価項目 (必須項目)

○外皮の熱性能に関する基準

・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、現行省エネ基準 (H11基準) レベルの断熱性等を求める。
(省エネ法の省エネ基準と同水準)

○一次エネルギー消費量に関する基準

・省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量 (家電等のエネルギー消費量を除く) が、△10%以上となること。

選択的項目

低炭素化に資する以下の8つの措置のうち、2項目以上を講じていること。

- **HEMS等の導入**
 - ・HEMS又はBEMSの設置
 - ・再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
- **節水対策**
 - ・節水に資する機器 (便器、水栓など) の設置
 - ・雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
- **躯体の低炭素化**
 - ・住宅の劣化の軽減に資する措置
 - ・木造住宅又は木造建築物である
 - ・高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
- **ヒートアイランド対策**
 - ・一定のヒートアイランド対策 (屋上・壁面緑化等) の実施

又は

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及

<経緯>

- H14. 11 : 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4 : 「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始 (<http://www.cp-bohan.jp/>)
- H16. 5 : 部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H23. 3 : 目録への掲載内容を整理するなどの見直しを実施
- H31. 3 : 17 種類・3,393 品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数				
種	類	掲 載 数		
		H16.4.1	H31.3.31	
1	ドア(A種)	389	541	
2	ドア(B種)	511	673	
3	ガラスドア	低層住宅用	37	97
		ビル用	51	59
4	上げ下げ内蔵ドア	低層住宅用	30	72
		ビル用	5	10
5	引戸	19	73	
6	ガラス引戸(自動を含む)	-	55	
7	錠	錠	69	131
		電気錠	-	22
		1ドア2ロックセット	9	17
		シリンダー	25	48
		サムターン	14	37
8	サッシ	引き形式(低層住宅用)	140	331
		引き形式(ビル用)	198	166
		開き形式(低層住宅用)	135	233
		開き形式(ビル用)	211	87
		折りたたみ形式(低層住宅用)	-	32
		折りたたみ形式(ビル用)	-	11
		上げ下げ形式(低層住宅用)	69	93
上げ下げ形式(ビル用)	-	5		
9	ガラス	51	159	
10	ウィンドウフィルム	20	31	
11	雨戸	雨戸	11	13
		2分仕様	9	-
12	面格子	67	170	
13	窓シャッター	窓シャッター	56	86
		2分仕様	33	-
14	重量シャッター	重量シャッター	20	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター	51	59	
16	オーバーヘッドドア	-	9	
17	シャッター用スイッチボックス	40	45	
計		2,281	3,393	



(関連ホームページ)
防犯性能の高い建物部品の開発・普及

<http://www.cp-bohan.jp/>



<出典(財)都市防犯研究センター>

(参考) 令和元年度における主な新規施策

優良建築物等整備事業（複数棟改修型）の創設

1. 目的

面的な既存ストックの質の向上を促進し、良好な市街地環境の整備を推進するため、複数の既存住宅・建築物ストックのリノベーションを行う取組に対する支援を行う。

2. 事業要件

- ・ 複数の敷地で行われる既存住宅・建築物の改修であること
- ・ 次のいずれかに該当すること
 - ① 建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること
 - ② 日常的に開放された敷地（建築物を含む）内の公共的通路又は公開空地を整備するものであること
- ・ 地方公共団体において、10 戸以上、土地・建物の所有権を有するものが 10 名以上、又は 10 棟以上の住宅・建築物ストックの改修について、複数棟改修事業計画が作成されていること

3. 支援内容

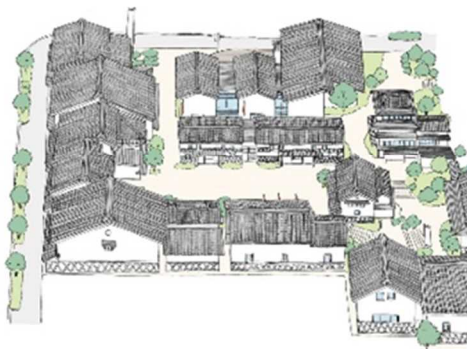
以下の 1、2 に要する調査設計費、除却費、改修工事費

1. 市街地環境の形成に寄与するために必要な改修
 - ① 建築協定等に基づく一定の制限を受けて実施する改修
 - ② 日常的に開放された敷地（建築物を含む）内の公共的通路又は公開空地の整備
2. 性能向上工事
耐震改修、アスベスト改修、バリアフリー改修、省エネ改修、防災対策改修

4. 事業主体

地方公共団体、民間事業者等

【一定のエリアにおいて、意匠、形態等に制限を受けて実施する改修イメージ】



消費税率引上げに伴う住宅取得支援策

1. 目的

消費税率引上げ前後の駆け込み需要とその反動減が経済に与える影響は大きいことから、かかる需要変動を平準化するため、消費税率引上げ後の住宅購入等にメリットが出るよう支援策を講じるもの。

2. 内容

① 住宅ローン減税の拡充

消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、毎年の住宅ローン残高の1%を所得税等から控除する住宅ローン減税の控除期間を3年間延長。

控除期間延長	各年の控除限度額(一般住宅の場合)
3年間 (10年間・13年間) ×	以下のいずれか小さい額 ①借入金年末残高(上限4,000万円)の1% ②建物購入価格(上限4,000万円)の2/3(2%÷3年) <small>※ 新築・未使用の長期優良住宅・低炭素住宅の場合は、借入金年末残高・建物購入価格の上限:5,000万円 ※ 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用</small>

② すまい給付金の拡充

住宅ローン減税の拡充措置を講じても、なお効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税増をかなりの程度緩和するため、収入に応じ現金を給付する制度。消費税率10%が適用される場合、対象となる所得階層と給付額を拡充。

1. 給付額			2. 給付対象																																
【消費税率8%時】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(参考)収入額の目安</th> <th>住民税(都道府県)所得割額[※]</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>420万円以下</td> <td>6.89万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>420万円超470万円以下</td> <td>6.89万円超9.39万円以下</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>470万円超510万円以下</td> <td>9.39万円超9.39万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>			(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 [※]	給付額	420万円以下	6.89万円以下	30万円	420万円超470万円以下	6.89万円超9.39万円以下	20万円	470万円超510万円以下	9.39万円超9.39万円以下	10万円	【消費税率10%時】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(参考)収入額の目安</th> <th>住民税(都道府県)所得割額[※]</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>450万円以下</td> <td>7.60万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>450万円超525万円以下</td> <td>7.60万円超9.79万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>525万円超600万円以下</td> <td>9.79万円超11.90万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>600万円超675万円以下</td> <td>11.90万円超14.06万円以下</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>675万円超770万円以下</td> <td>14.06万円超17.26万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>			(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 [※]	給付額	450万円以下	7.60万円以下	30万円	450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	30万円	525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円	600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円	675万円超770万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円
(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 [※]	給付額																																	
420万円以下	6.89万円以下	30万円																																	
420万円超470万円以下	6.89万円超9.39万円以下	20万円																																	
470万円超510万円以下	9.39万円超9.39万円以下	10万円																																	
(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 [※]	給付額																																	
450万円以下	7.60万円以下	30万円																																	
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	30万円																																	
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円																																	
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円																																	
675万円超770万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円																																	
<small>注 都道府県税率4%の場合の住民税(都道府県)所得割額</small>			【住宅を新築又は新築住宅を取得する場合】 ①住宅ローンを利用する場合の条件 ・床面積50㎡以上の住宅 ・施工中に検査を実施し、一定の品質が確認された住宅 (※ 住宅性能評価制度への加入、認定住宅等の対象外) ②現金購入の場合の追加条件 ①に加え以下に該当する住宅とし、50才以上で650万円以下の収入(目安)の者が取得する場合に限る。 ・省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅 (フットレスの基準に適合する住宅) 【中古住宅を取得する場合】 ①住宅ローンを利用する場合の条件 ・床面積50㎡以上の住宅 ・現行耐震基準を満たす住宅 ・中古住宅売買時等に耐震を交付品目確認された住宅 (※ 既存住宅売買瑕疵補償への加入等) ②現金購入の場合の追加条件 50才以上で650万円以下の収入(目安)の者が取得する場合に限る。																																

③ 次世代住宅ポイント制度

一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品と交換できるポイントを発行する制度。

2. ポイントの発行	
【環境】、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する住宅の新築・リフォームが対象。 ■対象とする住宅(契約等の期間)	
注文住宅(持家)・リフォーム ・2019.4～2020.3に請負契約・着工をしたもの(※)	分譲住宅 ・2018.12.21～2020.3に請負契約・着工し、かつ売買契約を締結したもの ・2018.12.21～2018.12.20に売買契約を締結したもので、2018.12.21～2019.12.20に売買契約を締結したもの <small>※販売引上げ後の売地等を売却する観点から、2018.12.21～2019.12.20に請負契約を締結するものでも、着工が2019.10～2020.3に当たるものは特例的に対象とする</small>
住宅の新築(貸家を除く) 発行ポイント数：1戸あたり上限30万ポイント 以下の①～④いずれかに適合する場合、1戸あたり30万ポイント ①エコ住宅(断熱等級4又は一次エネルギー等級4を満たす住宅) ②長持ち住宅(全世帯等価率かつ維持管理対等率の等を満たす住宅) ③耐震住宅(耐震等級3を満たす住宅又は免震建築物) ④バリアフリー住宅(高齢者等配慮対策等級3を満たす住宅) <small>※1 この他、事業者負担軽減に資する設備の設置及び耐震性のない住宅の建設について一定のポイント交付率(※)が適用される(※)。 ※2 上記に加え、より高い性能を有する住宅(健康長寿住宅等)の場合には、ポイントを加算(※)が適用される(※)。</small>	住宅のリフォーム(貸家を含む) 発行ポイント数：1戸あたり上限30万ポイント ※ただし、窓や子育て設備によるリフォームや一定の既存住宅の購入に伴うリフォームの場合は上限を25万ポイントとする(※)。 ①窓・ドアの断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置 ④耐震改修 ⑤バリアフリー改修 ⑥事業者負担軽減に資する設備の設置 ⑦若者・子育て世帯による既存住宅の購入に伴う一定規模以上のリフォーム工事等 <small>※1 この他、既存住宅の購入に伴うリフォームの場合はポイント交付率(※)が適用される(※)。 ※2 窓等の改修工事の費用、子育て世帯・15歳未満の子を養育する世帯</small>
3. ポイントの交換対象商品等 「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」に資する商品等	
4. ポイント発行申請の期間 ○ポイント発行申請の期間：2019年6月～	

④ 贈与税非課税措置の拡充

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅を取得等した場合、最大 3,000 万円の贈与について贈与税が非課税。

生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業

1. 目的

複数の機器メーカーから得られる消費者の生活データを分析し、複数のサービス事業者提供する機能を担うプラットフォームと連携したサービスの利用契約を行った消費者に対し、インセンティブを付与することにより、生活データを利活用できる環境を構築することを目的とする。

合わせて、消費者と接点を持つ機器メーカーやサービス事業者には、プライバシー確保や使いやすいユーザーインターフェースの実現に関する工夫を促す。

2. 内容

ネットワークに接続された複数の機器から得られる消費者の生活データを分析し、消費者にサービスを提供する複数の事業者が当該データを提供し、プラットフォームと連携したサービスとの利用契約を行った消費者に対し、インセンティブを付与する。

3. 事業主体

民間団体等

事業イメージ

